

# 「新しい旅のスタイル」 (R3. 11. 15～12. 5)

感染防止対策を徹底した「新しい旅のスタイル」の普及・定着を図る

対象	道民の道内旅行 <b>※同居者以外との旅行も対象</b>	利用者	事業者
割引額	最大半額 (1,500円～上限1万円) ※離島特例は2,000円～上限1万2千円)	○食事と入浴の際には、「黙食・黙浴」の推奨 ○北海道コロナ通知システム等の登録 ○感染対策の同意書の提出 ○利用者用アンケートの提出	○「黙食・黙浴」についてのポスター等を掲示義務化 ○可能な限り部屋食の実施または予約単位でのテーブル利用 ○誓約書・事業者用アンケートの提出 ○抜き打ち検査の実施
実施時期	<b>11/15(月)</b> (チェックイン)～ <b>12/5(日)</b> (チェックアウト分まで)		

対象商品	対象事業者	1人(人泊)あたりの販売価格	割引額	割引額(離島特例)
宿泊旅行商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊事業者</li> <li>・ 観光協会</li> <li>・ 旅行会社</li> </ul> ※道内に本・支店または営業所があること	3,000円～3,999円	1,500円	2,000円
		4,000円～4,999円	2,000円	2,500円
		5,000円～5,999円	2,500円	3,000円
		6,000円～9,999円	3,000円	4,000円
		10,000円～14,999円	5,000円	6,000円
		15,000円～19,999円	7,500円	9,000円
		20,000円以上	10,000円	12,000円

## 事業停止にあたっての圏域区分

- ①札幌市      ②道央1 (石狩(札幌市を除く)、空知)      ③道央2 (後志、胆振、日高)  
 ④道南 (渡島、檜山)      ⑤道北 (上川、留萌、宗谷)      ⑥道東 (オホーツク、十勝、釧路、根室)